

みどり町児童センター改修工事

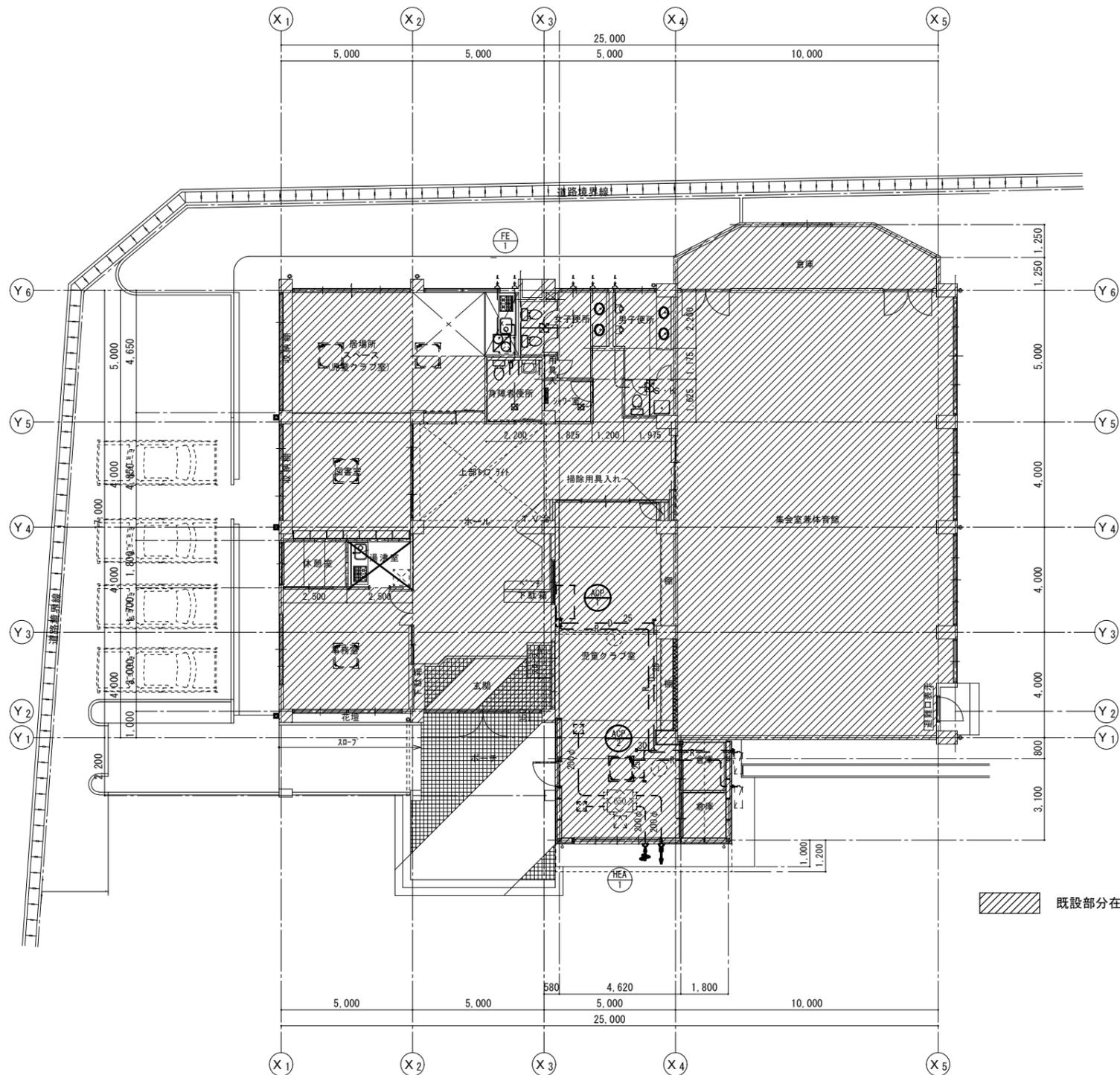
機械設備

図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	
		【A1】	【A3】
KM-01	機械設備 特記仕様書(1)	—	—
KM-02	機械設備 特記仕様書(2)	—	—
KM-03	機械設備 特記仕様書(3)	—	—
KM-04	機械設備 特記仕様書(4)	—	—
KM-05	空調・換気設備平面図(既設)	1/100	1/200
KM-06	空調・換気設備平面図(改修後)	1/100	1/200
KM-07	給排水設備平面図(既設)	1/100	1/200
KM-08	給排水設備平面図(改修後)	1/100	1/200

令和 5 年度

うるま市こども未来部こども政策課

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																												
○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <p>※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険</p> <p>・建設工事保険 ・労働災害総合保険</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一か月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	○ 25 情報共有システムの使用	<p>お、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について ○ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員と協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	○ 2 配管材料 (2.1.2) ○ 3 埋設配管 (2.7.1) 4 保温工事 (3.1.1) ○ 5 塗装 (3.2.1) ○ 6 仮設工事 (4.1.1) ○ 7 土工事 (4.2.1) ○ 8 その他	<p>・水量調整 ○室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整</p> <p>○運転状態（総合調整結果）の記録</p> <p>※ 管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p> <p>・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、（・コンクリート製 ○鉄製）とする。</p> <p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。</p> <p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p> <p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>建設発生土の処分は次による。 ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積</p> <p>○ 場外搬出適切処理 搬出先名称（ 森岡産業 ） 搬出先所在地（ 読谷村宇楚辺2426he1 ） 運搬距離（ 16.0 km ） 搬出先基準（条件）（ 木くず、ごみ含まず ）</p> <p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・水道引込に係る負担金（ 円 ） ・ガス引込に係る負担金（ 円 ） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ※</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																								
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																														
○ 19 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着工後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	26 標識その他 (1.7.4) ○ 27 機材 ○ 28 施工 ○ 29 耐震施工	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議書、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県GALSシステムの利用にあっては沖縄県とOALG運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県GALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。</p> <p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>(1) 指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。</p> <p>・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胸ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。</p> <p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の対象工事であり受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p> <p>※</p>	○ 1 総合調整 (1.3.3)	<p>○風量調整</p> <p>○騒音、振動の調整</p>																												
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。）</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p>	30 磁気探査 31 墜落制止用器具 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 33 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について 34 その他	<p>（1）測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けられない。</p> <p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()</p>	測定対象室	測定箇所数	備考							○ 1 空気調和機 2 制気口 3 ダクト (1.14.3) 4 ダクト付属品 ○ 5 設計温湿度条件 6 その他	<p>空気調和設備工事</p> <p>○ 1 空気調和機 室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>2 制気口 図示されていない制気口の材質は（・鋼板 ・アルミニウム板）とする。</p> <p>3 ダクト (1.14.3) 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ ・コーナーボルト（・共板フランジ ・スライドオンフランジ））工法とする。</p> <p>4 ダクト付属品 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・送風機吐出側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト</p> <p>○ 5 設計温湿度条件 設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内（ ）</th> </tr> <tr> <th>温度（℃）</th> <th>湿度（%）</th> <th>温度（℃）</th> <th>湿度（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>32.9</td> <td>68.4</td> <td>26.0</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※</p>		外気		室内（ ）		温度（℃）	湿度（%）	温度（℃）	湿度（%）	夏季	32.9	68.4	26.0	50.0	冬季				
測定対象室	測定箇所数	備考																															
	外気		室内（ ）																														
	温度（℃）	湿度（%）	温度（℃）	湿度（%）																													
夏季	32.9	68.4	26.0	50.0																													
冬季																																	
○ 21 技能士 (1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <p>○配管施工（建築配管作業） ○熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ○冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工作業） ○建築板金施工（ダクト板金作業）</p>																																
22 化学物質の濃度測定 (1.5.8)																																	
○ 23 技術検査 (1.6.2)																																	
○ 24 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。な</p>	○ 1 共通工事																															
備考	<p>碧く（Aoi）建築設計事務所 1級建築士事務所 沖縄県知事登録第113-257号 管理建築士 新城 隆 1級建築士登録 大臣登録第 114943 号 住 所：うるま市石川伊波922-5 TEL (098)965-4406</p>	<p>工事名称 みどり町児童センター改修工事</p> <p>工事場所 うるましみどり町六丁目9番2</p>	<p>管理者</p> <p>設計者</p> <p>担当者</p> <p>日付</p> <p>日付</p> <p>日付</p>	<p>図面名称 特記仕様書（機械設備）3</p> <p>縮尺</p> <p>- -</p>	<p>図面NO KM-03</p>																												



空調設備機器表

記号	機名	器仕様	電源			台数	据付位置	備考
			形式	冷房/暖房能力 kW	冷媒管接続口径 mm			
ACP-1	パッケージエアコン	天吊形	7.1/8.0	9.52/12.7	VP25	1	児童クラブ	ドレンアップ付
ACP-2	パッケージエアコン	天カセ4方向	7.1/8.0	9.52/12.7	VP25	1	児童クラブ	

共通事項 空調機は、グリーン購入法適合品とし、高効率型、冷媒は新冷媒とする。
 冷房能力はJIS条件時とする。
 室外機ケーシング内外両面及び室外機フィンに耐食表面処理を施し、保証期間は5年間とする（フィンは除く）。
 室外機等の据付ボルトはステンレス製とする。
 室外機等は、防振ゴムパット設置後、SUSボルトで固定し、転倒防止用ステンレスワイヤー（ビニールホール保護φ6mm以上）を施す。
 冷媒管の露出部分はスリムダクト仕上げとする。
 電気容量は参考値とする。
 インバーター機種とする。機器能力は定格値において記載冷房能力以上となる機種を選定する。
 室外機基盤はヤモリ対策品とする。
 室外機は壁取付とし、架台は亜鉛ドブ漬けとする。

換気設備機器表

記号	機名	機器仕様	電源			台数	据付位置	備考
			φ	V	kW			
HEA-1	熱交換機	形式：天井埋込形（650mm3/h形） 能力：600m ³ /h×150Pa 全熱交換効率：（冷房時）60.0%（暖房時）68.0% 付属品：給排気グリル、リモコン、防振吊金具 SUS製深形パイプフードφ200、他標準付属品一式	1	100	310W	1	児童クラブ	参考品番：FY-650ZD10
FE-1	排風機	形式：浅型レンジフードφ200 （撤去）能力：400m ³ /h×100Pa 付属品：付属品一式	1	100	84W	1	給湯室	参考品番：FY-60HJR3HBL

共通事項 1. 換気設備の電源供給・スイッチ・配管配線は、電気設備工事とする。
 2. パイプフード、給気：防虫網付、排気：ガラリ付とする。
 3. パイプフードは全て指定色焼付塗装を施すこと。（指定色については、監理者と協議のうえ決定すること）
 4. 機器表に明記された電気容量は参考値とする。
 5. 24時間換気時には〔24時間換気〕又は〔24H〕と明記したテプラ等を貼付表示する事。
 6. 防火区画貫通部分は、令112条15項の構造とする。

工事範囲
・レンジフード撤去 1台

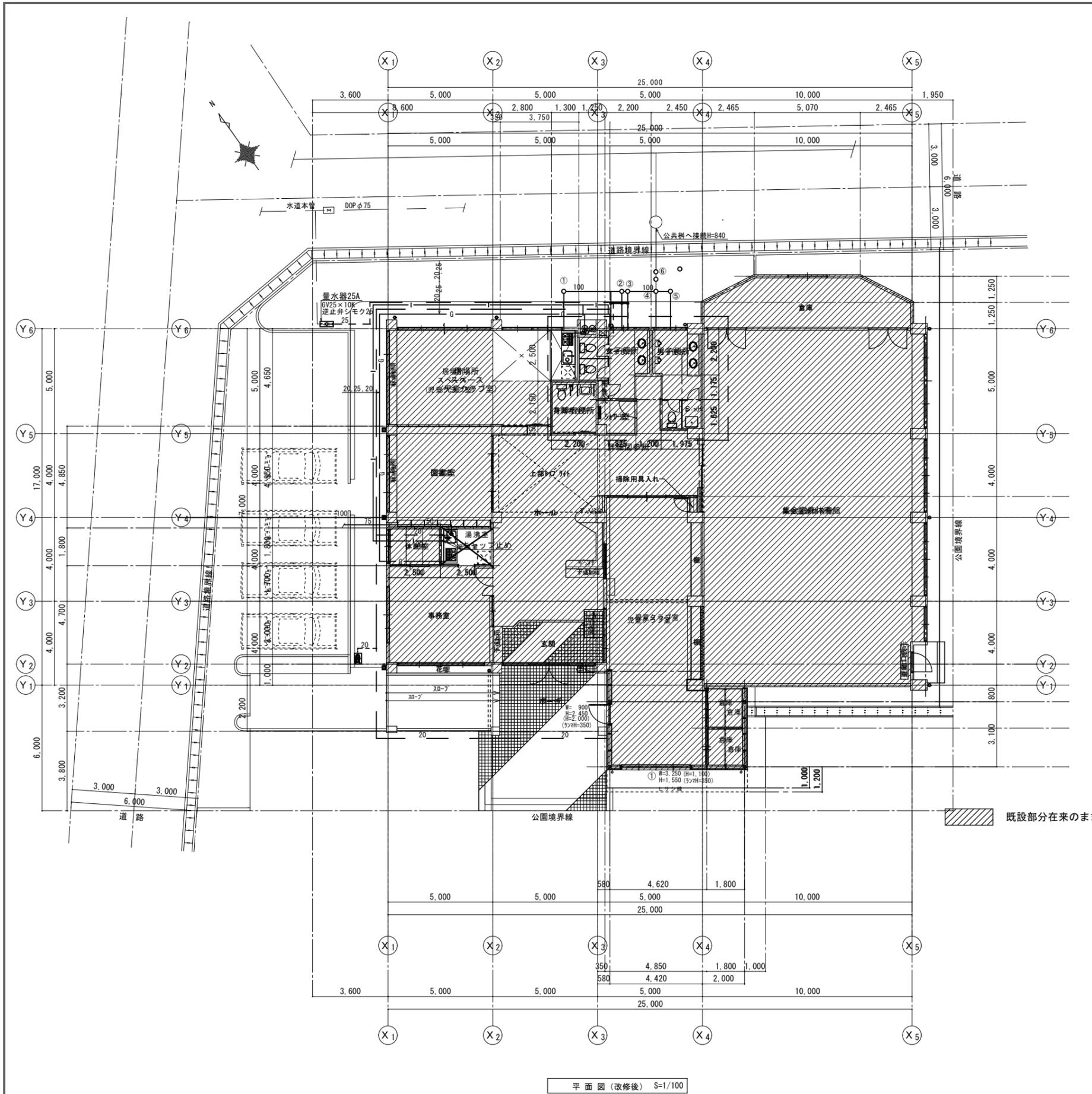
冷媒管	
液管	ガス管
① φ9.5	φ15.9

<凡例>

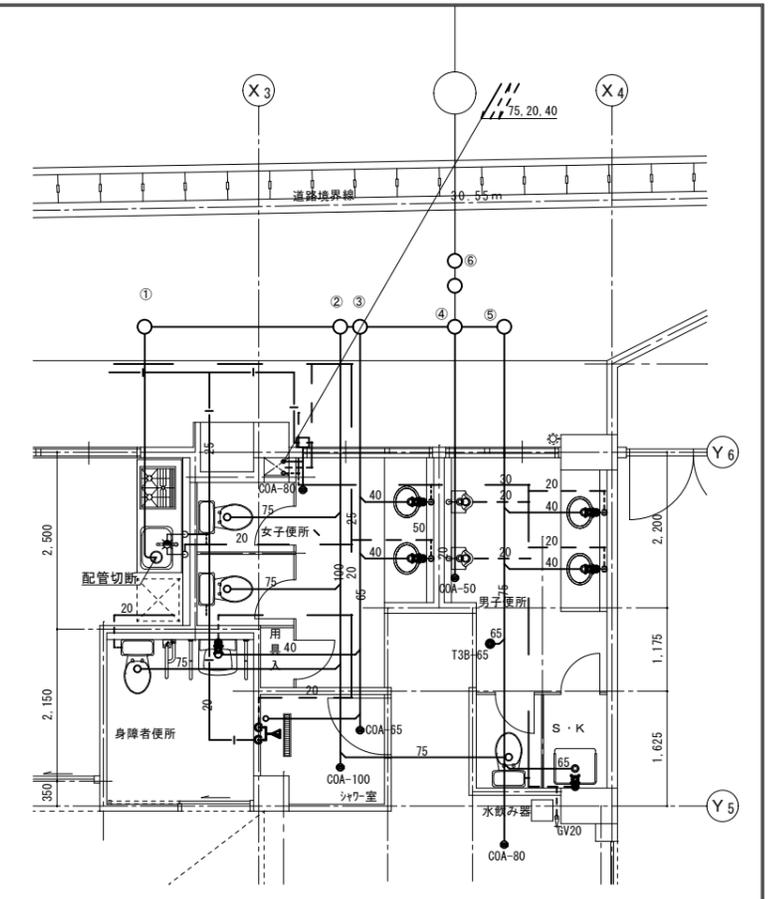
—R— 冷媒管
—D— ドレン管

拾い図

備考	碧くAoi建築設計事務所 1級建築士事務所 沖縄県知事登録第113-257号 管理建築士 新城 隆 1級建築士登録 大臣登録第 114943 号 住所：うるま市石川伊波922-5 TEL (098) 965-4406	工事名称 みどり町児童センター改修工事	監理者	設計者	担当者	図面名称 空調・換気設備平面図（既設）	図面NO KM-05
		工事場所 うるましみどり町六丁目9番2	日付	日付	日付	縮尺 1/100 (A-1) 1/200 (A-3)	



平面図 (改修後) S=1/100



便所廻り詳細図 S=1/50

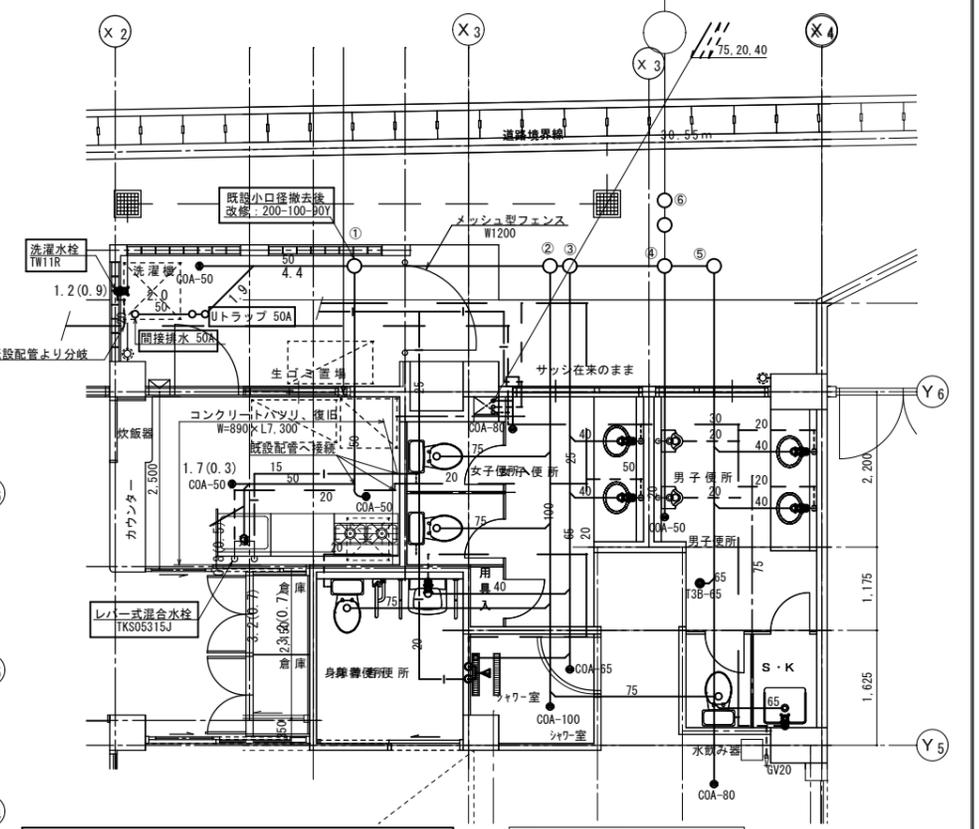
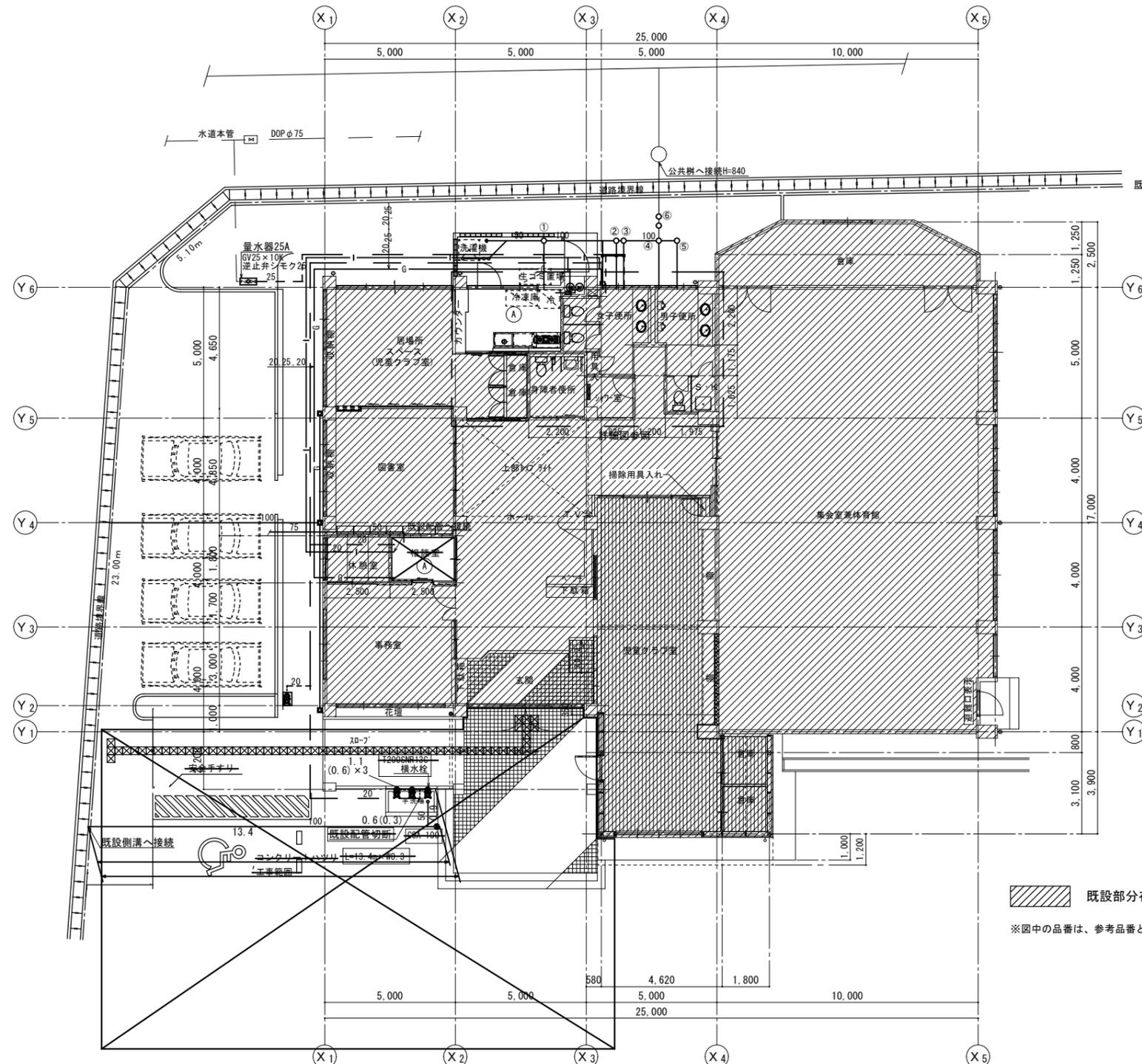
工事範囲
 ・混合水栓撤去 1個
 ・排水管切断 50A 1箇所

汚水樹一覧表

番号	種別	樹高さ	蓋	備考
①	小口径樹 100-200H-90L	H=500	塩ビ蓋	
②	小口径樹 100-200H-90Y	H=560	塩ビ蓋	
③	小口径樹 100-200H-90Y	H=580	塩ビ蓋	
④	小口径樹 100-200H-90Y	H=600	塩ビ蓋	
⑤	小口径樹 100-200H-90Y	H=610	塩ビ蓋	
⑥	小口径樹 100-200H-DR	H=630	塩ビ蓋	

みどり町児童センター改修工事 拾い図

備考	碧くAoi)建築設計事務所 1級建築士事務所 沖縄県知事登録第113-257号 管理建築士 新城 隆 1級建築士登録 大臣登録第 114943 号 住 所: うるま市石川伊波922-5 TEL (098)965-4406	工事名称 みどり町児童センター改修工事	監理者	設計者	担当者	図面名称 給排水設備平面図 (既設)	図面NO KM-07
		工事場所 うるま市みどり町六丁目9番2	日付	日付	日付	縮尺 1/100(A-1) 1/200(A-3)	



便所廻り詳細図 S=1/50

工率範囲	品番	品名	規格・仕様	外形寸法(mm)			数	給排水		ガス		電気(Kw)		蒸気		備考
				間口	奥行	高さ		給水	排水	消費量	消費量	消費量	消費量			
①		ガステーブル	RGT-0962D	900	600	800	1			20	25.6					
②		調理台 (SUS製)	BWX-T096	900	600	800	1									
③		一槽シンク (SUS製)	BS1X-076	750	600	800	1	5	15	40						
④		パイプ棚	BPS30-12B	1200	300	240	1									
設備容量合計											25.6					

注) 電気容量及びガス消費量は、機器のみの参考値とする。品番は参考

- 給水
- 横水栓 3個
 - レバー式混合水栓 1個 (壁付)
 - 洗濯水栓 1個
- 排水
- COA-50 2個
 - COA-100 1個
 - 小口径排水 1組
 - Uトラップ 50A 1個
 - 間接排水 50A 1個

汚水樹一覧表

番号	種類	樹高さ	蓋	備考
①	小口径樹	H=500	塩ビ蓋	
②	小口径樹	H=560	塩ビ蓋	
③	小口径樹	H=580	塩ビ蓋	
④	小口径樹	H=600	塩ビ蓋	
⑤	小口径樹	H=600	塩ビ蓋	
⑥	小口径樹	H=630	塩ビ蓋	

既設部分在来のまま
※図中の品番は、参考品番とする。

みどり町児童センター改修工事

拾い図

備考	碧くAoi) 建築設計事務所 1級建築士事務所 沖縄県知事登録第113-257号 管理建築士 新城 隆 1級建築士登録 大臣登録第 114943 号 住所: うるま市石川伊波922-5 TEL (098) 965-4406	工事名称 みどり町児童センター改修工事	監理者	設計者	担当者	図面名称 給排水設備平面図 (改修後)	図面NO KM-08
		工事場所 うるまのみどり町六丁目9番2	日付	日付	日付	縮尺 1/100 (A-1) 1/200 (A-3)	